

左の通にして、之が解決と共に前項の告訴状も夫々告訴人より之を取下げ、且つ争議側側にては同六時解散式を行ひ、直方市民諸君に告ぐ「感謝ビラ五百枚を沿線一帯に撒布した。」

覺 悟

一、自動車賣買價格

二、〇七五圓 江 藤 武 雄

二、八一〇圓 有 吉 年 雄

七八七圓 江 藤 正 榮

二一二圓 松 尾 永 三 郎

四三七圓 宮 田 録

二一二圓 西 勝 郎

二、二〇〇圓 柴田彌右エ門

合計金八千七百參拾參圓也

二、慰 勞 金

右七名に對し合計金貳千參百圓也

三、右解決の上は

1、自動車収入金額は會社に直ちに引渡す事

2、雇傭者（現在届出手續を了し使用せる者に限る）は希望に限り別に定むる會社との契約に依り使用す

3、會社に引渡すものは一切解決と同時に（金繰上の譲渡を了したる時）現状の儘引渡すこと

4、事故費積立金は精算の上引渡すものとす

5、自動車引渡期日は昭和九年七月二十一日自動代及慰勞金と計算して双方具議なく之を了するものとす

6、本件解決の上は雇傭者より如何なる事出あるも要求